

広島県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年七月六日までの間、縦覧に供する。

令和五年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下御領新市線	福山市新市町大字戸手三三二番六地先から 福山市新市町大字戸手三三〇七番一地先まで	令和五年六月二二日